

「ねりまの名木」の伐採について（東京学芸大学附属国際中等教育学校）

資料 1 - 2

5月25日

東京学芸大学附属国際中等教育学校から、ねりまの名木であるヒマラヤスギ 11本の伐採について相談

【理由】

- ・台風の大型化により当該法人の各校で倒木が多発。特にヒマラヤスギの被害が多い
- ・人身事故の未然防止のため、道路沿い等の危険度の高い樹木から優先して伐採する

6月8日

練馬区は、樹木診断を実施

健全度5段階評価[Ⅰ(良)～Ⅴ(枯死寸前)]：7本(区分Ⅱ)
4本(区分Ⅲ)

6月15日

中等教育学校長から、ねりまの名木指定解除申請書が提出される【資料1-3】

6月下旬

- ・練馬区は、国、都、造園業界へヒアリングを実施
→ヒマラヤスギは、定期的な剪定などの適正管理を行うことで倒木の危険性を低減できることを確認
- ・国立大学法人東京学芸大学本部 施設課担当者に剪定による対応を含めて検討することを要請

7月2日

法人本部施設課長を訪問し、伐採ではなく剪定での対応を検討することを要請

7月14日

法人本部施設課長を訪問し、以下を要請

- ・健全木である名木の伐採は受け入れられない
- ・剪定による対応を再度、検討願いたい
→したがって、名木の解除は、7月に開催する緑化委員会に練馬区としては諮問できない旨を伝えた

7月29日

法人本部から、7月14日の要請内容について、文書をいただきたいとの依頼があり、みどり推進課長名で文書を送付【資料1-4】

8月24日

近隣住民からの電話連絡により、法人本部がヒマラヤスギの上部を大きく剪定したことが判明

8月31日

中等教育学校長を訪問

- ・剪定の趣旨を確認
→伐採を行う考えに変わりはないが、倒木による人身事故を防ぐため、台風シーズン前に最低限の安全対策として応急剪定を実施したことを確認
- ・中等教育学校長から、早期に伐採したい旨の要望を受ける

9月16日

中等教育学校長を再訪問

- ・区長名で、中等教育学校長宛てに、剪定による適正管理を行うことを文書で依頼【資料1-5】

11月18日

国立大学法人東京学芸大学 副学長を訪問

- ・区長名で、東京学芸大学学長宛てに、剪定による適正管理を行うことを文書で依頼【資料1-5】
- ・副学長から、再検討する旨の発言があった

11月30日

法人本部施設課長に電話で再検討の結果を確認したところ、伐採する考えに変わりはないとの回答を受ける
→12月13日開催の練馬区緑化委員会に諮問することとした。